

## 広島県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十一年一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 保安林予定森林の所在場所

安芸高田市吉田町小山字赤柴一四三、一四四の一、一四四の二、字戸兵庫一四五の一、一四五の二、一四六から一四八まで、字鳴谷一四九、一五〇、字梅ノ木谷二四八、二四九の一、二四九の二

### 二 指定の目的

水源のかん養

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）